

# 「恵和の就業規則の特長」

## 1. 「定年」のしくみ

- ① 常勤職員の定年は60歳ですが、定年後の継続雇用を希望する職員には、条件を設けず、全員を再雇用常勤職員として65歳まで雇用します。
- ② 非常勤職員の雇用契約を、一年毎の更新を止め、定年制としました。その後、定年を70歳から75歳に引き上げました。
- ③ 考え方として、働ける内は、働きたい希望があれば、恵和に力を貸して欲しいと考えています。職種によっては高齢になると継続が厳しい部署もあります。が、個人差があるのも事実です。定年は一つの目途になりますが、お互いに知恵を出し合い、健康に働けるよう、柔軟に調整していきたい、と考えています。

## 2. 「短時間常勤職員、夜間勤務専門常勤職員、再雇用常勤職員の処遇」

- ① 以前は契約職員と呼んでいた職員の雇用形態を、短時間常勤職員と改めました。
- ② 夜間勤務専門常勤職員の雇用形態を設けました。
- ③ ①と②に再雇用常勤職員の雇用形態を加え、一般常勤職員と同一の就業規則に位置づけを行ない、休日や福利厚生は基本的にすべて同一水準としました。但し、給与本俸はそれぞれに異なります。賞与の支給率と諸手当は全て同一です。

## 3. 「休日数」

- ① 毎月9日間(2月も含む)の外、年末年始と夏季に合計で3日～7日の特別休暇を設定。
- ② 「時間単位有給休暇」年次有給休暇の一部を、時間単位で消化できるように規定。

## 4. 「福利厚生の充実」

- ① 常勤職員については福祉・医療機構の退職共済制度に加入。非常勤職員については横浜市社会福祉協議会の実施する共済事業への加入を、希望者全員に行なっています。
- ② 永年勤続表彰制度の実施。常勤職員は20年勤続と30年勤続、非常勤職員は5年、10年、15年、20年、25年、30年と5年刻みで実施。表彰状と副賞を贈呈。